

## 大使館及び外国利害関係者向けの FSMA ラウンドテーブルの結果概要

【日 時】 2015年6月23日（火）

【場 所】 メリーランド州カレッジパーク

(※1) FSMA は輸入食品にも適用されるため、どのように外国の食品メーカーや輸入業者に制度周知を図るかが課題となっている。こうした中、今回のラウンドテーブルは各国の大使館アタッシェや貿易促進機関等を対象に、今後の同制度の周知の進め方や、業界向けのトレーニングカリキュラムの整備方法などについて、意見交換が行われた。

(※2) FSMA の周知に関するセッションでは、日本とチリが各国代表としてパネリストに選ばれ、ジェトロシカゴの担当所員がパネリストを務めた。今回のラウンドテーブルは、以下に記載の情報提供と同時に FDA と参加者が双方向で意見交換を行うセッションが設けられていた。

### 【概 要（FDA から提供のあった情報のうち、比較的新しそうな情報）】

- ・ FDA の海外事務所（欧州、中国、インド、南米など）を通じて、食品安全のアプローチに関してコーディネートしてきている。  
(※) 一部参加者からアメリカの規則（FSMA）のために制度周知等を図るリソースがない等の意見が出ていた。
- ・ 今回の FSMA では、新たなプレーヤーとして輸入業者に、外国供給業者検証プログラムを適用することによって、FDA は新たにフードサプライチェーンにアクセスできるようになる。
- ・ FDA の態勢強化に関してはこれまでも徐々に態勢強化を図ってきており、また検査官のトレーニングなどを進める予定。しかしながらいきなり増やすわけにもいかない。ある程度人員等の調整をしながら進めることになるため、チェックリストのようなものを作って検査官がチェックしやすいようにする等の工夫も必要かもしれない。
- ・ 生鮮品向けの規則（Produce Safety）の施行のスケジュールは、  
2015年10月31日まで 規則の最終化・公表  
2016年2月頃 ガイダンスの公表  
2017年12月30日まで 原則適用（農業用水に係る部分を除く）  
2019年12月30日まで 農業用水に係る部分も適用 及び  
零細農場も適用（農業用水に係る部分を除く）  
2021年12月30日まで 全農場に適用開始

- ・官民共同のアライアンス（FSPCA）では今年からタウンミーティングを開催し、主要部分の業界向けトレーニングカリキュラムの策定をほぼ終えている。規則の最終化を待って、必要に応じて修正後カリキュラムを公表していく予定。

<http://www.iit.edu/ifsh/alliance/>

(※) これに対しては、「アメリカの業界向けだけでなく、外国の食品関係者にどのように制度周知を図って行くのか」、「アライアンスを通じた参加ではなく、もっと密接に外国政府関係者が FDA と一緒にワーキングできる方法はないのか」といった意見が会場から上がっていた。

**【御参考】**

FDA ウェブサイト（ラウンドテーブルに関する情報が見られるサイト）

<http://www.fda.gov/InternationalPrograms/NewsEvents/ucm450462.htm>

（以 上）